

農地法第5条の規定による許可申請書

【記載例】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

佐賀市農業委員会 会長 様

(法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、本人が汚書きしない場合は、記名押印してください。)

譲渡人 住所 佐賀市鍋島町大字森田〇〇〇番地
貸付人
職業(農業) 氏名 サガイチロウ 佐賀一郎
電話 〇〇-〇〇〇〇

譲受人 住所 佐賀市城内〇丁目〇〇番〇〇号
借受人
職業(農業兼会社員) 氏名 サガサブロウ 佐賀三郎
電話 〇〇-〇〇〇〇

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を移転・設定したいので、農地法第5条の規定によって許可を申請します。

記

1 転用の目的 分家住宅

2 許可を受けようとする土地について 鍋島 市町村

土地の所在		地番	地目		面積 (㎡)	利用 状況	10a当り 普通 収穫高 (kg)	所有者 氏名	耕作者 氏名	自作 貸付 の 別	備考
大字	字		登 記 簿	現 況							
森田	一本松	〇〇〇	田	田	250	米	500	佐賀一郎	佐賀一郎	自	
〃	〃	〇〇〇	〃	〃	150	〃	〃	〃	〃	〃	
	以下余白										
計	400	㎡	(田	400	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡)		

3 権利移転	(1) 権利の内容	(2) 所有権移転の場合	(3) 賃借権・使用貸借権設定の場合
・設定の 契約の 内容	・所有権の移転 ・賃借権の設定 ・使用貸借による権利の設定 ・その他()	・転用地の価格(10a当たり) 円 ・権利の移転の時期 年 月 日 許可後	・転用地の賃借料(年間10a当たり) 円 ・存続期間 自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日

4 転用計画	(1) 転用理由 の 詳 細	私は現在借家に居住していますが、本家は両親と次男で農業を営んでおり、高齢になった両親の農作業の負担を少しでも軽減できるように、本家に近い申請地に分家住宅を建築したく転用申請しました。				
	(2) 転用の時期	工事着工時期	工事完了時期	事業の操業期間又は施設の利用期間		
		許可後	許可後 ○ヶ月	永久	年 月 日まで	
	(3) 事業又は 施設の概要	建築物(又は工作物)の名称	棟 数	建築物の面積(m ²)	所要敷地面積(m ²)	備 考
		住宅	1	134.98 m ²	134.98 m ²	
		車庫	1	39.74 m ²	39.74 m ²	
通路外				225.28 m ²		
計				400 m ²		
5 資金調達 について の計画	資金所要額	土地代金		農地	千円	
総事業費	17,000 千円	内訳	農地		千円	
自己資金	千円		その他の土地		千円	
借入金	17,000 千円		整地費	5,000 千円		
(借入先 ○○銀行)			建設費	12,000 千円		
			その他	千円		
6 転用する ことによ って生ず る付近の 土地・作 物・家畜 等の被害 防除施設 の概要	東・	田	西・	宅地		
	南・	水路	北・	道路		
	(1)申請地の造成計画の内容					
	ア 盛土を行う(最高 0.7 m、最低 m) イ 切土を行う(最高 m、最低 m)					
	ウ 現状のまま利用する					
	(2)上記(1)に伴う被害防除措置					
	ア 土留め工事をする イ 擁壁を設ける ウ 法面保護をする エ 緩衝地を設ける					
	オ 防護柵を設ける カ その他()					
	(3)近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼすおそれを生じさせないための措置					
	ア 緑地、緩衝地を設ける(幅 m程度) イ 建物の高さを加減する(高さ m程度)					
	ウ 隣接農地への通路を確保する エ その他()					
	(4)排水計画					
	① 雨水排水	ア 溜桝経由	イ 貯水池経由	ウ 自然流下	エ その他()	
	② し尿処理排水	ア 公共下水道	イ 合併浄化槽	ウ くみ取り	エ その他()	
	③ 生活雑排水	ア 公共下水道	イ 合併浄化槽	ウ 溜桝経由	エ その他()	
	※ 放流先	ア 河川	イ 公有水面	ウ 道路側溝	エ その他()	
7 その他 参考事項	○都市計画法	ア 開発行為許可(32条協議含む)	イ 緑化協議	ウ その他()		
	○道路法	ア 道路占用許可	イ 24条工事承認	ウ その他()		
	○法定外公共物	ア 公有水面占用許可	イ 工作物設置許可	ウ その他()		
	○河川法	ア 河川占用許可	イ 工作物設置許可	ウ その他()		
	○国有財産法	ア 里道(水路)の用途廃止申請	イ 里道(水路)の機能交換(付替)申請	ウ その他()		
	○その他法令等	(「佐賀市みどりあふれるまちづくり条例」等)				